

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 7 月 5 日 (金) 第2920号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓 令	
○鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令 (※)	(危機管理防災課取扱い) 1
告 示	
○保安林の指定 (4件)	(森づくり推進課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い) 4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い) 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (2件)	(障害福祉課取扱い) 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件)	(障害福祉課取扱い) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件)	(障害福祉課取扱い) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出	(障害福祉課取扱い) 6
○県営土地改良事業の計画の決定 (2件)	(農地整備課取扱い) 6
○公共測量の実施	(監理課取扱い) 7
○公共測量の終了 (4件)	(監理課取扱い) 7
○公有水面の埋立ての承認の出願	(河川課取扱い) 8
○土地区画整理事業の換地処分	(都市計画課取扱い) 9
公 告	
○一般競争入札公告 (3件)	(監理課取扱い) 10
	(会計課取扱い) 12
	(管財課取扱い) 15

訓 令

鹿児島県国民保護対策本部長訓令第1号

鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 7 月 5 日

鹿児島県国民保護対策本部長
鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県国民保護対策本部規程 (平成18年鹿児島県国民保護対策本部長訓令第1号) の一部を次のように改正する。

別表第1 知事公室対策部の項中 「 広報班 広報課長 」 を

広報班	広報課長
国体準備班	国体準備課長

に改め、同表総務対策部の項中

人事班	人事課長	を
職員厚生班	職員厚生課長	
人事班	人事課長	に改め、同表企画対策部の項中
地域政策班	地域政策課長	
地域政策班	地域政策課長	を
エネルギー政策班	エネルギー政策課長	

班」を「農地保全班」に、「農地建設課長」を「農地保全課長」に改める。

別表第5知事公室対策部の部に次のように加える。

国体準備班	他の班の応援に関すること。
-------	---------------

別表第5総務対策部の部職員厚生班の項を削り、同部総務事務班の項を次のように改める。

総務事務班	1 職員の安全衛生管理に関すること。 2 職員の災害の補償に関すること。 3 武力攻撃災害に係る職員互助会及び地方職員共済組合との連絡調整に関すること。
-------	--

別表第5企画対策部の部地域政策班の項の次に次のように加える。

エネルギー政策班	他の班の応援に関すること。
----------	---------------

別表第5保健福祉対策部の部健康増進班の項中「感染症その他の武力攻撃災害の調査及び」を削り、「発生状況の」を「発生状況等の調査及び」に改め、同部子ども福祉班の項中「母子世帯」の次に「及び父子世帯」を加え、同表農政対策部の部農地建設班の項中「農地建設班」を「農地保全班」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年7月5日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第751号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

奄美市笠利町大字喜瀬字手花部田2772番，字ナコマタ2802番1，字ウハンマタ2845番1，笠利町大字手花部字城川内2487番，2498番1，2508番，2515番，2532番，2534番，2537番，2541番，2542番，2547番，2548番，字城溜池2552番1，字ヲフ田原2589番，2596番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第752号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

奄美市笠利町大字喜瀬字遠サ2200番1，字里サヲズ2246番，字浦遠サ亦2579番，2584番1，字浦川内2603番，字アヤマンノ花2668番3，字芭蕉作2686番，字フルキ亦2697番，2710番1，2713番，字泉袋2740番1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第753号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

奄美市笠利町大字平字赤崎原1467番1，1479番，字不作原1554番，1558番，1574番，字イサラ原1604番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第754号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

奄美市笠利町大字喜瀬字塩田花735番，字舟越1123番，字瀬野作1168番，1200番，字大亦

- 1207番1, 1207番3, 1243番2, 笠利町大字用安字山中田80番, 84番1, 87番, 字籠田97番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第755号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により, 指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスあけび	薩摩郡さつま町 柏原2366番地1	株式会社プレイ ン	薩摩郡さつま町 柏原2375番地4	小田 茂	平成25年 6月30日	通所介護

鹿児島県告示第756号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により, 指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスあけび	薩摩郡さつま町 柏原2366番地1	株式会社プレイ ン	薩摩郡さつま町 柏原2375番地4	小田 茂	平成25年 6月30日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第757号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により, 指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
小倉記念病院	鹿屋市寿八丁目21番2号	平成25年 6月30日	精神通院医療

鹿児島県告示第758号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により, 指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
寿八丁目薬局笠之原店	鹿屋市笠之原町27番23号	平成25年 6月30日	精神通院医療

鹿児島県告示第759号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
まどか薬局	指宿市山川入船町7番地	平成25年 7月1日	精神通院医療
さくらの杜薬局	霧島市牧園町高千穂3617番地 131	平成25年 7月1日	精神通院医療
小みかん薬局	垂水市南松原町10番地	平成25年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第760号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人松城 会	霧島市隼人町 姫城一丁目 264番地2	訪問看護ステ ーション姫城	霧島市隼人町 姫城一丁目 279番地	平成25年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第761号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ながた脳神経外科	始良市東餅田433-14	平成25年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第762号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
宇宿薬局	鹿児島市宇宿一丁目26-22	平成25年 7月1日	精神通院医療
にしぞの薬局	鹿児島市紫原七丁目14番1号	平成25年 7月1日	精神通院医療
れいめい調剤薬局うすき店	鹿児島市宇宿四丁目30-11	平成25年 7月1日	精神通院医療
有限会社伊敷調剤薬局	鹿児島市伊敷二丁目1番12号	平成25年 7月1日	精神通院医療
伊敷調剤薬局脇田店	鹿児島市伊敷八丁目3番25号	平成25年 7月1日	精神通院医療
有限会社錦江薬局枕崎店	枕崎市松之尾町6	平成25年 7月1日	精神通院医療
れいめい調剤薬局	日置市伊集院町徳重77-5	平成25年 7月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局伊集院店	日置市伊集院町徳重花段163番地	平成25年 7月1日	精神通院医療
エンジェル薬局	出水市米ノ津町22番24号	平成25年 7月1日	精神通院医療
あすか薬局	出水市平和町133番地2	平成25年 7月1日	精神通院医療
牧之原調剤薬局	霧島市福山町福山4517番地3	平成25年 7月1日	精神通院医療
すみれ調剤薬局	肝属郡東串良町池之原974	平成25年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第763号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成25年 7 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
恒心会おぐら病院 鹿屋市笠之原町27番22号	名称	おぐらリハビリテーション病院	恒心会おぐら病院	精神通院医療
独立行政法人国立病院機構 指宿医療センター 指宿市十二町4145番地	名称	独立行政法人 国立病院機構 指宿病院	独立行政法人 国立病院機構 指宿医療センター	精神通院医療

鹿児島県告示第764号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）東海南地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 7 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年7月8日から同年8月5日まで
- 3 縦覧場所
西之表市役所農林水産課

鹿児島県告示第765号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）岩岡南部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年7月8日から同年8月5日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第766号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（大隅半島南部航空レーザ計測業務）
- 2 作業の期間 平成25年7月1日から平成26年2月28日まで
- 3 作業の地域 錦江町及び南大隅町

鹿児島県告示第767号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成25年3月22日鹿児島県告示第336号で告示した公共測量の実施は，平成25年3月25日終了した旨の通知があった。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第768号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，薩摩川内市長から平成24年9月14日鹿児島県告示第1039号で告示した公共測量の実施は，平成24年10月31日終了した旨の通知があった。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第769号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，始良・伊佐地域振興局長から平成24年9月21日鹿児島県告示第1070号で告示した公共測量の実

施は、平成25年3月15日終了した旨の通知があった。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第770号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から平成24年11月13日鹿児島県告示第1236号で告示した公共測量の実施は、平成25年3月25日終了した旨の通知があった。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第771号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての承認の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成25年7月5日から同月25日までの間、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 出願に係る官庁の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

国土交通省九州地方整備局
福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長 吉崎収

2 埋立区域

(1) 位置

ア 全体

鹿児島市吉野町字上ノ村10402番に接する道路並びに同市吉野町字上ノ村10402番、10404番1、10419番、10420番、10424番及び10425番の地先公有水面

イ 埋立区域A-1

鹿児島市吉野町字上ノ村10404番1、10419番、10420番、10424番及び10425番の地先公有水面

ウ 埋立区域A-2

鹿児島市吉野町字上ノ村10402番に接する道路及び同市吉野町字上ノ村10402番の地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域A-1

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と15の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 鹿児島市の国土地理院寺山公園四等三角点（北緯31度39分35秒0682，東経130度36分29秒8520）（以下「基点」という。）から155度34分38秒583.60メートルの地点

2の地点 1の地点から30度16分22秒15.56メートルの地点

3の地点 2の地点から30度13分40秒13.92メートルの地点

4の地点 3の地点から46度18分16秒8.74メートルの地点

5の地点 4の地点から46度30分00秒30.19メートルの地点

6の地点 5の地点から63度46分51秒17.95メートルの地点

7の地点 6の地点から63度57分51秒16.52メートルの地点

8の地点 7の地点から63度47分52秒13.97メートルの地点

9の地点 8の地点から237度06分36秒16.78メートルの地点

10の地点 9の地点から233度23分09秒14.65メートルの地点

- 11の地点 10の地点から231度44分29秒4.34メートルの地点
12の地点 11の地点から229度01分58秒19.22メートルの地点
13の地点 12の地点から226度54分39秒19.55メートルの地点
14の地点 13の地点から225度56分35秒15.69メートルの地点
15の地点 14の地点から226度08分32秒4.27メートルの地点

イ 埋立区域A-2

次の各地点を順次に結んだ線及び16の地点と25の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 16の地点 基点から164度41分01秒604.74メートルの地点
17の地点 16の地点から51度33分35秒8.89メートルの地点
18の地点 17の地点から51度33分35秒5.32メートルの地点
19の地点 18の地点から53度35分22秒17.13メートルの地点
20の地点 19の地点から109度44分39秒10.42メートルの地点
21の地点 20の地点から71度06分17秒8.08メートルの地点
22の地点 21の地点から230度24分48秒9.60メートルの地点
23の地点 22の地点から229度12分08秒19.72メートルの地点
24の地点 23の地点から227度53分46秒5.31メートルの地点
25の地点 24の地点から228度21分02秒7.57メートルの地点

(3) 面積

- 埋立区域A-1 612.14平方メートル
埋立区域A-2 444.15平方メートル
合計 1,056.29平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

鹿児島市吉野町字上ノ村10402番, 10403番, 10404番1, 10419番, 10420番, 10424番, 10425番, 10428番及び10430・10431合併に接する道路, 同市吉野町字上ノ村10402番, 10403番, 10404番1, 10419番, 10420番, 10424番, 10425番, 10428番及び10430・10431合併の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(8)の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- (1)の地点 基点から165度39分05秒604.59メートルの地点
(2)の地点 (1)の地点から55度37分51秒59.88メートルの地点
(3)の地点 (2)の地点から39度18分32秒114.50メートルの地点
(4)の地点 (3)の地点から67度37分32秒116.95メートルの地点
(5)の地点 (4)の地点から156度11分56秒86.98メートルの地点
(6)の地点 (5)の地点から238度40分21秒68.33メートルの地点
(7)の地点 (6)の地点から222度45分01秒109.97メートルの地点
(8)の地点 (7)の地点から232度23分48秒71.90メートルの地点

(3) 面積

27,322.22平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 出願年月日

平成25年6月18日

鹿児島県告示第772号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、奄美市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 土地区画整理事業の名称
名瀬都市計画事業大熊土地区画整理事業
- 2 換地処分の日
平成25年 6 月23日

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 7 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（電子入札システム用機器及びソフトウェア等の賃貸借及び保守） 一式
 - (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
入札説明書による。
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
 - (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成25年7月26日午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県土木部監理課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成25年8月20日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月21日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎14階）共用会議室14-A-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県土木部監理課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3498
ファックス番号 099-286-5617
- 12 その他
この調達は，世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
Lease covering Hardware and Software for Electronic Bid System,1set
- (2) FULFILLMENT PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) FULFILLMENT PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 20 August 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Public Works Administration Division
Public Works Department
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3498
FAX 099-286-5617

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，物品等の借入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量
財務会計システム用機器の賃貸借 一式

- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成25年11月30日
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
平成25年12月1日から平成30年11月30日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからケまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局会計課出納管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 - (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明すること

ができる郵便又は信書便とすること。)

(4) 入札書の提出期限

平成25年8月13日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月14日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）会議室8-出-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局会計課出納管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3775
ファックス番号 099-286-5639
- 12 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE HIRED:
Financial Accounting System Equipment:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
30 November 2013
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 13 August 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Accounting Division
Treasury Buerau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3775
FAX 099-286-5639

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
非常用発電機 15台
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
(5) 納入しようとする物品の機能等証明書を2部、平成25年8月2日午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成25年8月19日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月19日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 仮契約の締結

非常用発電機 15台の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解

除することができる。

(2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

15 Emergency generators

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:00 a.m. August 19, 2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643